住宅用火災警報器

設置はおすみですか?



全国では住宅の火災により、毎年約1000人の方々の尊い命が犠牲となっています。このうちの約6割が「逃げ遅れ」によるもので特に就寝時間帯に多く発生しています。

住宅用火災警報器を設置しましょう。 住宅用火災警報器は大切な命と財産を 火災から守ります。



住宅用火災蓄報器は火災の発生を早期に感知し、蓄報音や音声などで知らせる機器であり、設置することで火災の発生を早期に気づくことができます。

「逃げ遅れ」による犠牲者の発生を防ぎ、 火災による被害を最小限にすることを目 的にすべての住宅に設置が義務付けられ ています。



どこに設置するの?

寝室、階段に設置してください。

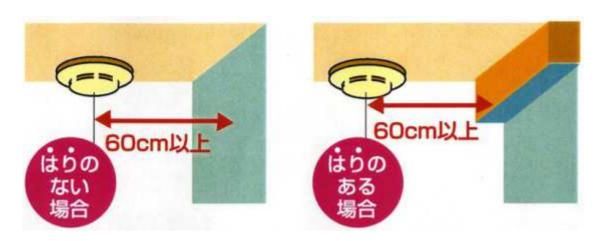


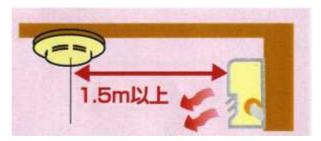
どのように取り付けるの?

天井に取り付ける場合

警報器の中心を壁から60センチメートル以上離して設置します。

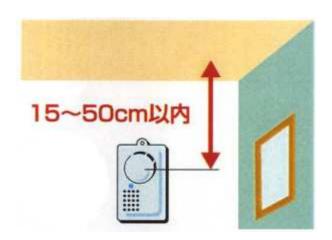
エアコン等の吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5メートル以上離して設置します。





壁に取り付ける場合

警報器の中心が天井から15から50センチメートル以内の位置になるように設置します。





お問い合わせ

埼玉県秩父市下宮地町10番25号 秩父消防本部 予防課

電話 0494-21-0121

FAX 0 4 9 4 - 2 1 - 0 1 2 5